

**SGEC 分別・表示統合事業体認定 審査報告書**

**協同組合 しそうの森の木**

平成 19 年 6 月

**(社)全国林業改良普及協会**

## 目 次

I. 分別・表示統合事業体「協同組合しその森の木」の概要

II. 審査経過

III. 分別・表示統合事業体「協同組合しその森の木」の審査における判定事由書

IV. 分別・表示統合事業体「協同組合しその森の木」の関係資料等  
(管理体制図等の確認資料一覧・審査写真等及び審査判定表)

## 協同組合しそらの森の木 の 概 要

1. 申請者 名 称 協同組合しそらの森の木 代表理事 三渡圭介  
所在地 兵庫県宍粟市山崎町横須 3 1 3 - 1

2. 連絡先 名 称 協同組合しそらの森の木  
所在地 兵庫県宍粟市山崎町横須 3 1 3 - 1  
担当者 三渡保典  
電 話 0790-63-1819  
F A X 0790-63-1280  
E-mail y-miwa@wf7.so-net.ne.jp

3. 認定統合事業体 協同組合しそらの森の木の構成企業（出資企業）

八木木材：兵庫県宍粟市一宮町須行名 8 0 - 1

（有）杉下木材：兵庫県宍粟市山崎町塩田 2 6 0

（株）大成：兵庫県宍粟市山崎町市場 4 5 0

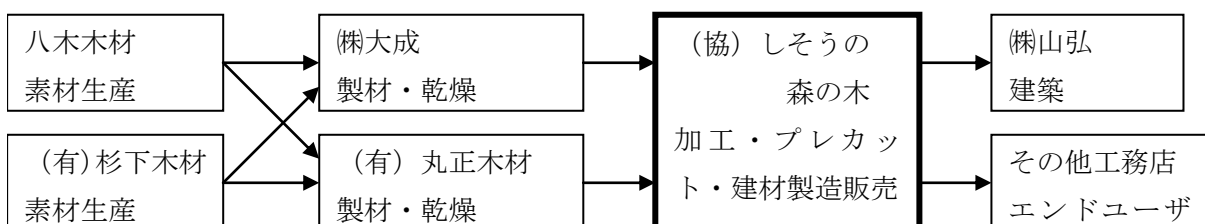
（有）丸正木材：兵庫県宍粟市一宮町下野田 5 8 0 - 1

（株）山弘：兵庫県宍粟市山崎町須賀沢 7 0 4

4. 事業内容・業種

八木木材	素材業（年出荷量 15000m <sup>3</sup> ）
（有）杉下木材	素材業（年出荷量 10000m <sup>3</sup> ）
（株）大成	製材業・小売（年製材量 6000m <sup>3</sup> ）
（有）丸正木材	製材業（年製材量 8000m <sup>3</sup> ）
（株）山弘	建築業・不動産業（年 2 5 棟）

以上の組合員構成にて地元材加工販売事業を構築。  
商流を下図に示す。



## 5. 取扱い品目

### < 協同組合しそこの森の木 >

真壁・表し工法用のプレカット加工  
宍粟材構造材  
宍粟材造作材・建材・集成建材  
セルローズファイバー断熱施工工事  
防蟻工事  
宍粟材の家具

### < 株式会社山弘 >

注文住宅工事請負  
リフォーム・営繕工事請負  
不動産（販売・仲介）  
公共工事請負

### < 株式会社大成 >

宍粟材の構造材・端柄材・下地材  
一般住宅建築資材・住宅機器

### < 有限会社丸正木材 >

宍粟材の構造材・端柄材・下地材

### < 有限会社杉下木材 >

宍粟材の原木

### < 八木木材 >

宍粟材の原木

## 6. 「協同組合しそこの森の木」の設立年月日

平成14年7月26日

## 7. 出資金 3050万円

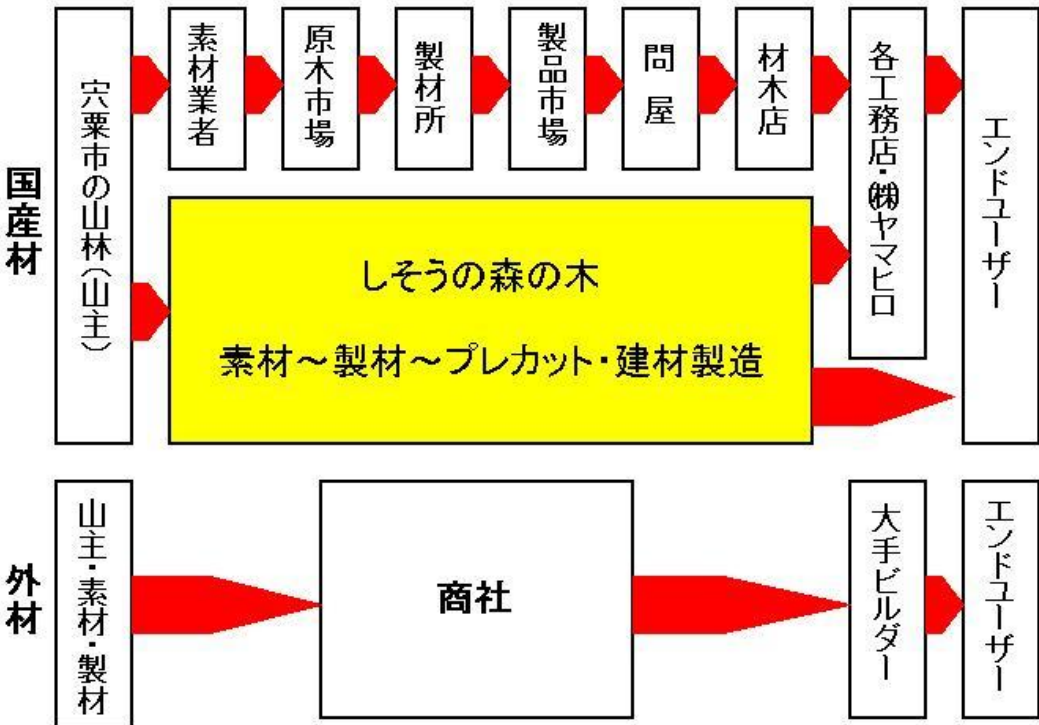
## 協同組合しそうの森の木の沿革

外材が昭和38年に流入し始め、円高ドル安の高度成長期の影響もあり、林産地である宍粟市も含み、国産材市場は衰退の一途をたどり、自給率は18%となった。相場を安い外材に占有され、また、日本特有の複雑な流通形態も相まって、下流は国産材・外材問わず今だ潤いを見せているが、上流に行けば行くほど、買い叩かれ、山主に至っては、ほぼ収入がゼロという有様で、山が倒産し、手入れも出来ない状況である。

このままでは、昨今話題の森林における地球温暖化防止作用を論じる前に、建材としての木材は死滅するであろう危機はいなめない。

また、兵庫県宍粟市においては森林面積59000ha（内民間人工林33000ha。）もありながら、素材は年50000m<sup>3</sup>の生産にとどまり、かつての産地としての繁栄は見る影もない。衰退した原因の多くが複雑な流通形態にあり、流通の簡略化を図ることで浮いたコストを山主に還し、山の手入れを続けていただくことで地域の良質林を守り、増やそうと、宍粟市内の素材業・製材業・工務店が5社集まり平成14年7月26日に協同組合しそうの森の木を設立した。以来、エンドユーザーと山の距離が縮まり、生産履歴が明確な安心の住宅建材を供給しており、原木ベースで年間4,000m<sup>3</sup>の製品出荷をしている。

既存の流通としそうの森の木(イメージ図)



平成 19 年 2 月 2 8 日作成

## 分別・表示管理方針書

協同組合しそうの森の木

協同組合しそうの森の木は、SGEC 認証森林から算出された林産物の有効かつ効率的な利用をめざし、『緑の循環』認証会議（SGEC）が定める分別管理及び表示管理システムを下記のとおり確立し、事業活動を行うよう努めることとする。

### 1) 管理体制の確立

SGEC 認証森林から算出された林産物（以下「SGEC 認証林産物」という。）と、それ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷、販売の各過程で混在しないように、分別・表示管理を担当する認証林産物管理責任者及び担当者を配置し、適正な管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存する。

また、統合認定事業体の統括管理は協同組合しそうの森の木事業本部長の三渡保典が担当する。

### 2) 産出・受入・保管・出荷

#### (1) <素材生産部門>：【有限会社杉下木材】【八木木材】

SGEC 認証林では管理責任者八木数也又は杉下勇巳を設置し、担当者が木口にスプレーにてマーキングを行う。

出荷時には出荷リストにて出荷先・数量・年月日を管理する。出荷リスト表（控え）は出荷後 5 年間、定められた場所に保管し、その後破棄するものとする。

#### (2) <製材部門>：【株式会社大成】【有限会社丸正木材】

製材所での素材の受入にあたっては、管理責任者山田佳幸と柴原久史を設置し、担当者がマーキング並びに入荷表により認証林産物と認識をし、製材過程においてもマーキングによって、その明確化を図る。保管中は、SGEC 認証林産物であることが、第 3 者にも識別できるよう掲示板（入荷年月日と素材師名）を掲げる。また、マーキングを元に製材後、認証材リストを作成し、在庫数の管理をするものとする

認証材リスト表と出荷リスト表（控え）の照合をおこない、出荷リスト表は出荷後 5 年間、定められた場所に保管し、その後破棄するものとする。

#### (3) <製材・加工部門> 【協同組合しそうの森の木】

管理責任者三渡保典を設置し、協同組合しそうの森の木ストックヤード（別添資料参照）に製材所より入荷された原板は入荷表と木口のマーキングによ

り担当者が認識をし、SGEC 認証林産物の保管は、あらかじめ定めた保管場所で行うこととする。保管中は、SGEC 認証林産物であることが、第 3 者にも識別できるよう掲示板（入荷年月日と素材師名・製材所名）を掲げる。また、入荷表をもとに、認証林木材リストを作成し、在庫数の管理をするものとする。

※SGEC 認証林産物の移動は、管理責任者の承諾なしには行わないこととする。

※SGEC 認証林産物を加工の際は、マーキングをもとに改めて、担当者が第三者にも分かる位置にラベルを張り、また、定められた保管場所にて保管をするものとする。

出荷時には認証材リストにて出荷先・数量・年月日を管理し、構造材については大壁の際はラベル（印）と出荷リスト表にて、表しの場合は出荷リスト表にて、また、建材の場合は梱包ごとにラベル（印）と出荷リスト表にて工務店又はエンドユーザーに明示をする。その際は担当者が押印をし、その証明の内容を保証するものとする。また、使用者押印の上、送付して貰うものとする。

また、認証材リスト表と出荷リスト表の照合をおこない、出荷リスト表は出荷後 5 年間、定められた場所に保管し、その後破棄するものとする。

### 3) 使用

< 建設部門 > : 【株式会社山弘】

工務店である株式会社ヤマヒロにおいては管理責任者谷口充を設置し、担当者が出荷リストとラベル（印）表示を確認し、出荷リストに押印の後、協同組合しその森の木管理責任者三渡保典あてに送付し、出荷リスト（控）については定められた場所に入荷後 5 年間保管し、認証林産物の情報開示に備える。

### 4) 研修

(1) 表示管理責任者及び担当者に対する研修は、新規就労時及び配置換え時に、必ず実施する。その他、必要に応じて適時行う。

(2) その他の従業員に対しても、分別・表示の趣旨の周知を図る。

### 5) その他

(1) 素材及び製品などについて、定期的に棚卸を行い、常に在庫管理を行うこととする。

(2) 分別・表示管理を的確に行い、「緑の循環」認証会議（SGEC）の目的を損なわないよう努める。さらに、認証林産物・製品の普及・PR にも努めることとする。

## Ⅱ. 審査経過

### 1. 分別・表示統合事業体「協同組合しそうの森の木」の審査経過

分別・表示統合事業体「協同組合しそうの森の木」の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、大竹秀一の3名が下記のとおり行った。

#### 【モデル審査の実施】

平成18年1月31日 兵庫県龍野農林振興事務所森林林業課および宍粟市産業部林業振興課との共催により、SGEC本部 真下正樹氏と全林協 大竹修一が講師になって、東河内株山共有林、山崎木材市場、株式会社大成を対象に、SGEC森林認証および事業体認定にかかるモデル審査を実施した。

#### 【審査申込】

平成19年2月28日／審査申込

(内容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

#### 【認定審査】

平成19年3月10～15日 書類確認

平成19年3月30日／現地確認審査

(内容)

1. モデル審査においては、大竹秀一が既存資料の内容を確認し、新たに作製する資料についての指導及び修正事項などを指示するとともに現地の事業の状況を視察確認してきた。
2. 3月の現地確認審査においては、野田昭一が現地の確認をしてきた。

(場所)

分別・表示統合事業体「協同組合しそうの森の木」の現地における業務等の状況及び工場・事務所等の確認

(審査員)

モデル審査 (社) 全国林業改良普及協会 大竹秀一

現地確認審査 (社) 全国林業改良普及協会 野田昭一

(現地確認審査時の出席者)

兵庫県龍野農林振興事務所	森林林業課課長補佐	井上 靖
宍粟市産業部林業振興課	宍粟材推進室長	寺田 美喜也
	宍粟材推進係長	寺元 久史
協同組合「しそうの森の木」	代表者	三渡 圭介

(内 容)

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. 分別・表示統合事業体「**協同組合しそうの森の木**」の業務等の状況、土場における原木の集積状況等、各工程管理の仕組み等、事業及び経営の概況等について、現地説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

**平成19年3月上旬／審査書類調整**

**平成19年3月30日／確認審査**

**平成19年6月20日／審査委員会（書類審査）**

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
(株)木構造振興専務取締役(元森林総研) 農学博士	西村 勝美
前東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学準教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺政一
同	児島 裕
同	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項等に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 当協会審査センターから提出した資料、現地写真、「**協同組合しその森の木**」の管理の考え方、各作業の工程管理の仕組み等に係る各般の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請事業体は認定に値する事業体であると認められた。

### Ⅲ. 分別・表示統合事業体「協同組合しそうの森の木」の審査における判定事由書

#### 分別・表示統合事業体「協同組合しそうの森の木」

審査委員会により、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき、次の「**分別・表示統合事業体「協同組合しそうの森の木」 判定表**」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙Ⅳの2「**分別・表示統合事業体「協同組合しそうの森の木」の審査判定表**」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、**分別・表示統合事業体「協同組合しそうの森の木」**は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

#### 【向上目標】

1. 5社間の連携を密にして、認証材の分別・管理が適格に図られるよう努めること
2. 5社とも分別・管理については関係職員に対し十分な教育・研修を行うこと

## **基準 1 経営の健全性**

### **1-1 / 妥当である 持続的に事業活動を行いうる事業体であること**

「協同組合しそうの森の木」（所在地：兵庫県宍粟市山崎町横須 313-1）は、素材生産業の八木木材、（有）杉下木材の 2 社、製材業の（株）大成、（有）丸正木材の 2 社と建築業・不動産業を営む（株）山弘の 5 社で構成する協同組合として、地元の木材である宍粟材の流通の簡略化を図り、浮いたコストを山主に還し林業経営を可能にし、地域の良質材を守り増やそうと「地元材加工販売事業」を活性化する目的で、平成 14 年 7 月 26 日に出資金 3,050 万円で発足した。取り扱い品目としては①真壁・表し工法用のプレカット加工、②宍粟材構造材、③宍粟材造作材・建材・集成建材、④セルローズファイバー断熱施工工事、⑤防蟻加工、⑥宍粟材家具製造販売等を行っている。以来エンドユーザーと山側との距離が縮まり、生産履歴が明確な安心の住宅建材を供給しており、原木ベースで年間 4,000 m<sup>3</sup>の製品出荷をしている。今後は SGEC 認定統合事業体として、SGEC 森林認証材を素材生産から住宅建築まで扱い「信頼と安心」の SGEC ブランドを消費者に提供することを目的としてこの度、事業体認定申請がなされたものである。個々の企業の概要は別紙「協同組合しそうの森の木の概要」の通りである。

### **1-2 / 妥当である 経営指標に照らし、財務状態が健全であること**

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

## **基準 2 認証林産物取扱の業態**

### **2-1 / 妥当である 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること**

SGEC 認定統合事業体「しそうの森の木」では、取りあえずは宍粟市内の認証森林となる予定の「東河内株山共有林」の立木を八木木材及び（有）杉下木材が素材生産事業で購入し認証材として取り扱い、構成員の（株）大成及び（有）丸正木材で製材を行い、また構成員である住宅メーカーの（株）山弘の施工する木材住宅等に利用して、森林認証材及び認証材の家、建材を広く普及させていく考えである。それらを通して、更に森林認証制度を広く地域に普及させ地域振興につなげていこうとしている。

## **2-2 / 妥当である**

**認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること**

上記 1.1 に同じ

## **2-3 / 妥当である**

**認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。**

SGEC 認定統合事業体「しそうの森の木」の代表理事である三渡圭介氏は、地元建築業(株)山弘の代表取締役として林業・木材界で各種の役割を担っており、森林認証を獲得した上は広範囲に認証制度を普及させ、また認証材を取り扱う事業体も増やして、地元の木材を地元の住宅に使う運動を普及させて、林業振興ひいては地域振興につなげていく考えである。

## **基準3 分別・表示管理運営の体制**

### **3-1 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。**

SGEC 認定統合事業体「しそうの森の木」では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の生産・加工計画書」及び「SGEC 分別・表示管理体制図」を作成するとともに、構成員5社の組織体制図を整備している。

### **3-2 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。**

各社には、素材集積土場や貯木場、資材加工場および資材倉庫があり、認証材を保管することが出来る。(SGEC 分別・表示計画書2 参照)

### **3-3 / 妥当である**

**分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。**

SGEC 認定統合事業体「しそうの森の木」構成員5社とも、分別・表示管理を担当するSGEC 認証林産物管理責任者及び現場担当者を配置し、具体的な分別・管理についての研修を行うこととしている。  
なお、SGEC 認定統合事業体「しそうの森の木」5社間の「SGEC 分別・表示管理体制図」を作成している。

### **3-4 / 妥当である**

**伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。**

現地確認により、5社とも伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。具体的に認証材が流通するようになった場合、即、認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別対応することができる体制が整っているものと判断した。

### **3-5 / 妥当である**

**定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。**

現地確認により、素材などについて定期的に検収を行っていることを確認した。なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

#### IV. 分別・表示統合事業者「協同組合しそうの森の木」の関係資料等

##### 1. 確認資料一覧

- 「協同組合しそうの森の木」 の概要
- 「協同組合しそうの森の木」 の沿革
- 認証林産物の分別・表示管理方針書
- 認証林産物の生産・加工計画図
- S G E C 分別・表示管理体制図
- S G E C 認定統合事業者組織図（全体及び個別企業毎）
- 「協同組合しそうの森の木」 参加企業名簿
- S G E C 分別・表示計画書 2（保管場所計画図）

##### 2. 審査写真等

##### 3. 審査判定表